

民法 Chapter 16

Date

/

Date

/

Date

/



Aは、Bに対する1,000万円の金銭債権を有しているが、この金銭債権を確実に回収するために、Bに担保の提供を求めた。B自身はとりたてて資産を有していないが、Bの父Cは、居宅である建物（時価3,000万円）を所有しているほか、現金を保有している。Cは、Bから頼まれて、担保の提供に協力することを承諾したが、居宅である建物を担保提供時に直ちに引き渡すことは拒否した。

この場合、Aは、Bに対する金銭債権を担保するための手段として、誰との間で、どのような契約をすることが考えられるか。考えられる契約を2つ、40字程度で記述しなさい。

なお、検討する担保は民法の規定に基づく担保に限るものとし、また、各契約について特約は結ばないものとする。

(解 答)

10

15

[担保物権総説] 物的担保と人的担保 (記述式)

【解答例】 Cとの間で抵当権設定契約をすること、及びCとの間で保証契約をすることが考えられる。(41字)

債権の履行を確保する手段(債権の担保)には、物的担保と人的担保がある。

まず、物的担保は、債権を担保するために認められる物権(担保物権)のことをいい、民法の規定する担保物権には、留置権、先取特権、質権及び抵当権がある。

本問は、Aが契約により担保の提供を受ける場合であり、また、担保の提供に協力することを承諾したCは、所有建物を担保提供時に直ちに引き渡すことは拒否している。そのため、Aとしては、上記の担保物権のうち、当事者間の契約によって設定される約定担保物権であり、かつ、担保権者が目的物の占有を取得することを要しない非占有担保である、抵当権の設定を受けることが考えられる。抵当権の設定を受けた場合、債権者は、目的である不動産について、他の一般債権者に先立って自己の債権の弁済を受けることができる(民法369条1項)。

そして、抵当権の設定を受けるためには、債権者(抵当権者)が担保の提供者(抵当権設定者)との間で抵当権設定契約をすることが必要となる。この担保の提供者には、債務者のみならず、債務者以外の第三者もなることができる(物上保証人)。

したがって、本問において、Aは、Cの所有する建物について抵当権の設定を受けるために、Cとの間で抵当権設定契約をすることが考えられる。

これに対して、人的担保は、債権の履行を確保するために、債務者以外の第三者から弁済を受けられるようにすることをいう。そして、保証債務は人的担保といわれ、この保証債務を負う者を保証人という。保証人は、原則として、主債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う(同法446条1項)。

そして、保証債務は、債権者と保証人となるべき者との間の保証契約によって発生する。

したがって、本問において、Aは、Cを保証人とするために、Cとの間で保証契約をすることが考えられる。

以上により、キーワードは、「Cとの間で抵当権設定契約をする（10点）」、「Cとの間で保証契約をする（10点）」となる。